

手数料等につきまして

日産カード会員規約に記載の文面にて定める手数料等を補足いたします。

補足一覧表

規約書名	該当条項	補足内容
海外加盟店での日産カード利用における、為替処理等の事務経費につきまして		
日産カード Visa・Mastercard 会員規約	(代金決済) 第6条 2. 会員の海外加盟店でのカード利用代金が外国通貨で表示されている場合、日本円に換算のうえ日本国内におけるカード利用代金と同様の方法でお支払いいただきます。なお、ショッピング利用分の日本円への換算は、利用代金を国際提携組織の決済センターが処理した時点で適用された交換レートに、当社が定める為替処理等の事務経費として 所定の手数料率 を加算したレートを適用するものとします。	所定の手数料率 2.20% (消費税込)
カードの再発行につきまして		
日産カード会員規約 <ハウスカード個人用>	(カードの再発行) 第15条 2. カードを再発行する場合、会員は、 当社所定の手数料 を負担するものとします。その支払方法は、第22条のカードショッピングの利用代金の支払方法と同様とします。	当社所定の手数料 1,100円 (消費税込)
日産カード法人会員規約 <ハウスカード法人用>	(カードの再発行) 第16条 2. カードを再発行する場合、法人会員は、 当社所定の手数料 を負担するものとします	
日産カード Visa・Mastercard 会員規約	(カードの盗難等) 第13条 3. カードの再発行は、カードの毀損、滅失、盗難等の場合で、会員が所定の手続きをとり、かつ当社が適当と認めた場合に行います。この場合、 当社所定の手数料 を申し受けます。その支払方法は、第6条のカード利用代金の支払方法と同様とします。	

ETCカードの年会費につきまして

日産カードETCカード特約	<p>(ETCカードの年会費)</p> <p>第8条 .</p> <p>会員は、当社に対し指定カード所定の年会費とは別にETCカード<u>所定の年会費</u>を支払うものとします。なお、ETCカードの年会費の支払方法は、ETCカード利用代金と同様とし、支払日は当社所定の時期によるものとします。</p>	所定の年会費 0円
---------------	---	--------------